

茨城県共同受発注センター登録事業所 R7 製品販売実施要項

下記の点を厳守して下さい。

1. 販売製品（福祉施設自主製品）

※自主製品とは、障害者施設（障害福祉サービス事業所）で製作したオリジナルの手作り製品です。

出品可能な製品（常温販売）

食品【野菜類、菓子類（パン、クッキー等）、味噌、漬物等】、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等

- ・加工食品は食品営業許可（許可証の写し提出）が必要です。
（パンは菓子製造業で製造可能な種類のみ販売可）
- ・常温保存が困難な食品は販売で来ません。
- ・加工食品はパッケージ包装（袋入り等）してください。
- ・瓶詰食品（ジャムなど）やレトルトパウチ食品等は、賞味期限が長い「密封包装食品製造業」が必要です。
- ・試食の提供はできません。
- ・PL保険（製造物（生産物）賠償責任保険）の保険証券の写しを提出してください。
- ・関係法令（食品表示法等）の表示が不備な製品は販売出来ません。
（関係法令とは、食品表示法、米トレーサビリティー法、資源有効利用促進法、家庭用品規制法、景表法、知的財産権など）
- ・家庭用品品質表示法、薬機法にて許可されていない製品は販売で来ません。
（石けん、入浴剤等は薬機法の許可が必要）
- ・縫製品等は、検針をし、検針済みの表示をしてください。
- ・市販のキャラクター関係製品は販売出来ません。
- ・EMボカシは届出が必要です。

※すべての食品事業者には一般衛生管理に加え、HACCP（ハ CCP）に沿った衛生管理が求められることになっています。

※下記について確実に表示する必要があります。表示不備の場合、参加不可となります。

加工食品は、下記の表示が必要になります。(栄養成分も必ず表示してください。)

- ・名称 ・原材料名(食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含む) ・アレルギー ・添加物
- ・内容量 ・保存方法 ・原産国 ・原料原産地 ・遺伝子組み換え ・栄養成分
- ・期限表示【消費期限(品質の劣化が早い食品(パンなど))又は賞味期限(品質が比較的長く保持される食品(クッキーなど))】
- ・製造(加工)者氏名(法人名等名称) ・製造者(製造(加工)所)所在地

◇期限表示は手書き不可です。

◇一つずつ包装し、包装の上に表示してください。

◇詰合せの加工食品(菓子詰合せ等)は、詰合せの包装にも全商品の表示が必要です。

◇表示方法にも各種規定があります。

◇食品表示法により罰則が強化されておりますので充分ご注意下さい。

※下記の食品表示ガイドをダウンロードの上、必ずご確認ください。

◇消費者庁発行「早わかり食品表示ガイド」(消費者庁のホームページからダウンロード可能)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets

◇茨城県発行「食品表示ガイド」(茨城県のホームページからダウンロード可能)

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_hyoudi_guide.html

下記トピック：消費者庁発行「早わかり食品表示ガイド」令和7年4月版より抜粋

トピック

従前のルールから変更されている以下の点等に留意し、表示する必要があります。

○特定原材料に準ずるものの追加及び削除

アレルギー表示の対象品目である特定原材料に準ずるものとして「マカダミアナッツ」を追加し、「まつたけ」を削除。

○特定原材料として「くるみ」を追加

アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加。

【経過措置期間:2025(令和7)年3月31日まで】

○栄養素等表示基準値及び栄養強調表示の基準値の改正

厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準(2025年版)」を踏まえ、栄養素等表示基準値を改正。また、栄養素等表示基準値の改正に伴い、栄養強調表示の「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値(別表第12)」を改正。

【経過措置期間:2028(令和10)年3月31日まで】

○栄養強化目的の添加物の表示義務化

「食品添加物表示制度に関する検討会」の報告書を踏まえ、一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用するものに関する記述を削除。

【経過措置期間:2030(令和12)年3月31日まで】

○「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正

策定から20年が経過した本ガイドラインについて、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」での議論を踏まえ、期限の設定を行う食品関連事業者等が、食品ロス削減の観点と、食品の安全性の確保に関する科学的知見に基づく観点から、消費期限又は賞味期限を設定できるようガイドラインを改正。

【2025(令和7)年3月28日公表】

○「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の公表

「食品添加物表示制度に関する検討会」及び「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」での議論を踏まえ、基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなる食品添加物の不使用表示に係るガイドラインを公表。

【表示の見直し期間:2024(令和6)年3月末まで】

2. 提出書類

- ・ 申込書
- ・ 食品営業許可証の写し（既に送付済みの場合は不要）
- ・ PL 保険（製造物（生産物）賠償責任保険）の保険証写し（直近のもの）（既に送付済みの場合は不要）

※食品営業許可証、PL 保険証券は、有効期限が切れている場合、販売当日時点で切れる場合は再提出願います。